



市政を知る

パブリックコメント手続制度

② 秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

パブリックコメント手続制度とは、大東市が基本的な計画案などを策定する際に、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それらを考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

ご意見の募集・公表は、市民情報コーナー（市役所1階）や市ホームページ、広報「だいとう」などで行っています。

情報公開制度・個人情報保護制度・市民情報コーナー

◆情報公開制度

② 総務・コンプライアンス課 法規グループ ☎870-0415

市民の皆さんに市が持っている情報を公開する制度です。皆さんの知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の説明責任を果たすことにより市と皆さんとの信頼関係を深めることをめざしています。

公開請求ができる人

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内の事務所・事業所に勤務する人
- (3) 市の区域内の学校に在学する人
- (4) 市の区域内に事務所・事業所を持っている個人や法人
- (5) その他市の行政に利害関係のある人

制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

対象となる情報

実施機関が職務上作成または取得した文書などで、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているもの。

請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい情報の内容（公文書名）を記入して次に掲げる方法で提出してください。

- (1) 情報公開受付窓口（市役所本館1階市民情報コーナー）への提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファックスによる送信
- (4) メールによる送信

◆個人情報保護制度

② 総務・コンプライアンス課 法規グループ ☎870-0415

市では、市民の皆さんの個人情報を保有しています。この個人情報の取り扱いについてのルールを定め、自己に関する情報を閲覧したり、記録に誤りがあるときに訂正などをする権利を保障することにより、市民の皆さんの個人情報を守り、公正で信頼される市政の運営を推進していく制度です。

開示などの請求ができる人

どなたでも、自己情報の開示（閲覧、写しの交付）の請求や記録に誤りがあるときは、訂正の請求ができます。また、市が法令などに基づかず個人情報の収集などをしているときは、その削除や利用停止の請求を行うことができます。

制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

対象となる情報

市が取り扱う個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得る情報（電子計算機により処理されるもの、手作業により処理されるもの）を問いません。

▶ 請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい自己情報の内容を記入して、個人情報保護受付窓口（市役所本館1階市民情報コーナー）へ提出してください。

このときに、本人であることを証する書類（P42）が必要です。本人確認を必要とするため、口頭や電話などで請求することはできません。

◆市民情報コーナー

② 総務・コンプライアンス課 総務・管理グループ ☎870-9617

市では、各種の行政資料の情報提供や情報公開制度・個人情報保護制度による公文書公開の窓口として、市役所本館1階に市民情報コーナーを設けています。



利用時間

月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分

▶ 行政資料の情報提供

市が作成した行政資料（議案書、予算書、決算書、議会会議録、例規集、総合計画書、統計書、パンフレット、入札関係資料）などを自由に閲覧していただくことができます。

▶ コピーサービス

行政資料などのコピーが必要なときは、白黒1枚10円（A3サイズまで）で利用していただくことができます。

人権

◆人権啓発

② 人権室 人権啓発グループ ☎870-0441

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるためになくてはならないもの、それが「人権」です。

昭和23（1948）年国連の総会において、人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言が採択されました。また、日本国憲法においても、基本的人権は、全ての国民に保障された永久の権利であるとしています。

しかししながら、今なお、世界の国において戦争や紛争が繰り返され、多くの人が傷つき、生命が奪われている状況があります。わが国においても、部落差別、外国人差別、障害者差別、高齢者差別、男女差別などの人権侵害があとを絶ちません。

本市では、あらゆる国の戦争と核兵器の廃絶、世界の恒久平和の確立のために「非核平和都市」を宣言し、また市民一人ひとりがお互いの権利を尊重し、差別のない明るい社会を築いていくため、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざす「差別撤廃・人権擁護都市」を宣言し、平成13（2001）年には「大東市人権尊重まちづくり条例」を制定しました。そして人権尊重の視点から人権施策を推進し、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、共に支え合うことができるまちづくりを推進するため、人権啓発事業や平和事業などさまざまな取り組みを行っています。



市政を知る

◆男女共同参画

② 人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

人はそれぞれ違った個性を持っており、自分らしく生きたいと願っています。そしてその願いは、誰にでも平等に保障されなければなりません。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識から「男(女)だから…」、「女(男)のくせに…」などといわれ、可能性を狭められたり、自分らしい生き方を選ぶことができなくなることも少なくありません。男女共同参画社会とは、このように性別を理由に、性格や職業、生き方などを決めつけることなく、その人の個性と能力が十分に発揮できる社会のことをいいます。

本市では、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進していくために、平成9(1997)年に「大東市男女協働社会行動計画」、平成16(2004)年に「改定 大東市男女共同参画社会行動計画」を策定しました。平成19(2007)年4月には「大東市男女共同参画推進条例」を施行、そして平成31(2019)年3月に「第4次大東市男女共同参画社会行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

◆パートナーシップ宣誓制度

② 人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

市では、大東市人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざしています。

令和元(2019)年に制定した「パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対し、互いが人生のパートナーであることを宣言する制度です。宣誓書の提出を受け、所定の要件を満たしていると認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書等を交付するものです。

◆「大東市人権行政基本方針」

② 人権室 人権企画・調整グループ ☎870-9063

市では行政本来の目的が全ての人々の市民的諸権利の確立・維持・発展にあることを基本認識として、これらの権利を互いに尊重し合うまちづくりを推進するため、大東市人権行政基本方針を策定しています。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる行政施策に対し、人権行政を横断的に機能させるような体制づくりを充実するなど人権行政の推進に努めています。

広報

② 秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

◆広報「だいとう」

広報「だいとう」は、市民の皆さんと市政を結ぶ広報誌として、毎月1回、1日に発行し、各地区の自治会などを通じて、各世帯にお届けしています。また、図書館や総合文化センター、市民会館などの各公共施設をはじめ、JR4駅(鴻池新田駅、住道駅、野崎駅、四条畷駅)に置いています。

◆声の広報・点字広報

広報「だいとう」に掲載されている記事を抜粋して、音訳・点訳し、希望する目の不自由な人に郵送しています。声の広報・点字広報をご希望の人は、秘書広報課広報広聴グループまでご連絡ください。

設置場所

- 中央図書館、西部図書館、東部図書館、大東市社会福祉協議会、障害者生活支援センター(三住町2-7)

広聴

② 秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

◆陳情書の受け付け

団体などから市政に対する陳情、要望、意見などを文書で受け付けています。お寄せいただいた陳情などは秘書広報課広報広聴グループから各部局へ送付し、市政運営の参考とさせていただきます。

◆提言箱

市民の皆さんから市政について意見や提言を出してください、市政運営の参考にしています。

設置場所

市役所本館1階市民情報コーナー

まちづくり出前講座

② 各担当課 ☎872-2181(代表)

「大東市まちづくり出前講座」は、市民の皆さんに知りたい、学びたい内容を講座メニューから選んでいただき、市の職員が出向き、話をして、市民協働のまちづくりに役立てるとともに、市民の学習機会の充実を図るために実施するものです。

対象 市内在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体など

開催日時 原則として市役所開庁日の午前10時～午後5時で1回2時間以内

開催場所 原則市内(会場は申込者などが責任をもって用意してください)

受講時間 30分程度

費用 無料(会場使用料や講座に材料が必要なときは、申込者が用意してください)

申込方法 開催希望日の20日前までに講座担当課などに直接申し込んでください

お願い

講座メニューについては、市ホームページをご覧いただき、メニューに記載の電話番号へお掛けください。

